

例題 8

助教授 濱本 正太郎

shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

1月25日までに e-mail で届いた答案は添削してお返しします。

以下は、いわゆる砂川事件の東京地方裁判所判決(1959年3月30日、下級裁判所刑事裁判例集1巻776頁)である。

合衆国軍隊の駐留により、日本国は「自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく、従って日米安全保障条約によってかかる危険をもたらす可能性を包蔵する合衆国軍隊の駐留を許容したわが国政府の行為は、『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意』した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずるのである。……[合衆国軍隊がわが国内に駐留するのを]許容していることは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出勤義務の有無にかかわらず、日本国憲法第9条2項前段によって禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ないのである。……合衆国軍隊の駐留が憲法第9条2項前段に違反し許すべからざるものである以上、……国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもって臨む刑事特別法(=「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定に伴う刑事特別法」)第2条の規定は、……憲法第31条に違反し無効なものといわなければならない」。

周知のとおり、この判決は最高裁でくつがえっている。

問 仮にこの東京地裁判決が確定した場合、どのような国際法上の問題が生じるか。